

基本目標 1 安全・安心に暮らせるまち

- 1 危機管理体制
- 2 防災・減災対策
- 3 生活安全・消費生活
- 4 地球・自然・生活環境
- 5 森林保全
- 6 廃棄物対策
- 7 生活排水

都市宣言

- 交通安全都市宣言（昭和 37 年 3 月 12 日決議）
- 地球温暖化防止都市宣言（平成 10 年 3 月 24 日決議）
- 環境衛生都市宣言（昭和 37 年 3 月 12 日決議）

危機管理体制

1 目的

地震、風水害、火災などの災害や大規模感染症に迅速かつ的確に対応できる体制を整えるとともに市民の防災意識を高めることにより、地域防災力を強化すること。

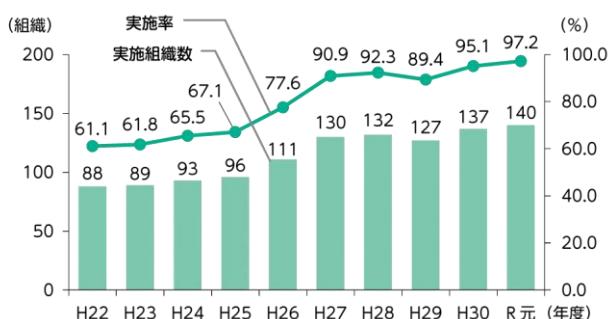
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
自主防災組織における防災訓練実施率	97.2%	100%	年1回以上防災訓練を実施した自主防災組織の割合
消防団員充足率	80.0%	85.0%	消防団員の定員に対する充足率

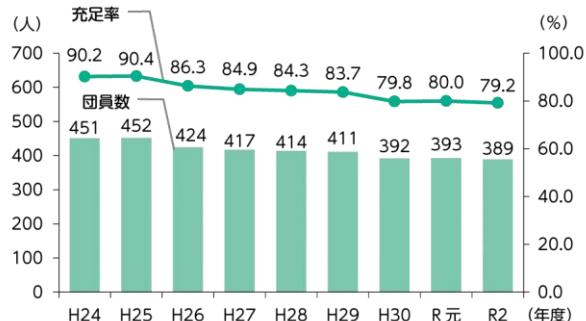
3 現状と課題

- 想定される南海トラフや相模トラフを震源とする地震、激甚化する風水害、新たな感染症やテロなど市民の生命、身体、財産を脅かす要因は多様化しています。
- さまざまな危機から市民を守るために、危機管理体制のさらなる強化が求められており、訓練と検証の繰り返しによる災害対応力の向上と、防災資機材や設備の計画的な整備・更新が必要となっています。
- 自らの命は自ら守るという市民一人ひとりの防災意識の向上と自主防災組織の活性化による地域防災力の強化が求められています。
- 自主防災組織は役員の高齢化が進んでおり、女性の参画推進など防災力を低下させない対策と、防災資機材のさらなる充実が必要となっています。
- 少子高齢化、就労構造の変化、地域のつながりの希薄化などに伴い、地域防災力の要となる消防団員の不足が深刻になっており、令和2年度（2020年度）は定員に対し102人不足しています。災害対応力向上のためには消防団員の確保が急務であり、消防団体制のあり方の見直しも求められています。

自主防災組織の防災訓練実施状況



消防団員数と充足率



4 施策の方向

(1) 危機管理体制の強化

① 危機管理事象への対応力強化

- 地震や風水害、火山噴火などの大規模自然災害をはじめ、大規模感染症、武力攻撃事態などから市民の生命、身体、財産を守るために、各種訓練・研修により市の組織対応力を強化します。

② 関係機関や事業者などとの連携

- 組織的な災害・緊急対策体制の構築に向けて、国、県、消防、災害協定締結自治体、自衛隊などの関係機関や地域の事業者、民間団体、ボランティア団体などとの連携や受援体制を強化します。

③ 防災拠点・資機材の整備・充実

- コミュニティ防災センターなどの防災施設や避難所運営に必要な防災資機材の整備と充実を図り、その適切な点検・管理に努めます。

④ 円滑な被災者支援施策の実施

- 被災者に対して各種被災者支援を円滑に実施するために、「被災者支援統合システム」の適切かつ効果的な運用を実施します。

⑤ 情報伝達体制の強化

- 的確な避難勧告などの実施のため、具体的な避難判断基準を示したマニュアルの適切な見直しと運用体制の整備に努めます。

- 災害・緊急情報を市民に迅速かつ的確に伝えるために、防災行政無線の更新をはじめ、市民メールやSNSなども活用した多様な情報伝達システムの構築に努めます。

⑥ 医療救護体制の充実

- 医療救護活動が迅速かつ適切に行えるよう、関係機関との連携を強化し、救護所設置訓練の実施や資器材の整備を行い、災害時における医療救護体制の充実を図ります。

(2) 地域防災力の強化

① 防災意識の高揚

- 市民の防災意識の高揚を目的とした、講座の開催や災害図上訓練の実施のほか、学校などと連携した防災教育の実施や効果的な啓発事業を推進します。

② 自発的な防災活動への支援

- 風水害時におけるマイ・タイムラインの普及や地震時における被害を軽減するため感震ブレーカーの設置、家具の固定など、家庭や職場などの防災対策の支援を行い、自らの命は自ら守るという自助の意識の浸透を図ります。

- 自主防災組織において、女性を含むリーダーを育成するとともに、地区の自然特性、地域資源などに応じた地区防災計画の作成や防災資機材の整備を支援し、自らの地域は皆で守るという共助の意識を高めることにより、発災時の主体的な自主防災活動につながるよう努めます。

(3) 消防団体制の強化

① 消防団体制の強化

- 地域の消防団が持続的に機能できるよう、消防施設を計画的に整備・更新するとともに、自治会や地域の事業所、大学などと協力した団員の確保や待遇改善に努めることにより、現状に見合った体制づくりを推進します。

5 関連する計画

- ◆ 地域防災計画
- ◆ 災害時受援計画
- ◆ 国民保護計画

- ◆ 水防計画
- ◆ 地震対策アクションプログラム
- ◆ 三島市新型インフルエンザ等対策行動計画

- ◆ 危機管理指針

- ◆ 業務継続計画（地震対策編）
- ◆ 医療救護計画
- ◆ 国土強靭化地域計画

1 目的

地震・水害などの自然災害から、市民の生命、身体、財産を守るため、被害を最小限に抑える対策を講じ、災害に強いまちをつくること。

2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
木造住宅耐震補強助成事業の実施件数	642 件	894 件	耐震補強や除却の助成により、耐震性の劣る旧耐震基準の住宅が解消された件数（平成14年度からの実績の累計）
普通河川改良延長	32,026m	32,866m	改良した普通河川の延長（累計）

3 現状と課題

- 地震による建物の倒壊などの被害から生命、身体や財産を保護するため、市内に4,006戸（平成30年住宅・土地統計調査推計値）ある旧耐震基準の住宅について、耐震化の促進が求められています。
- 費用負担や建物を引き継ぐ者がいないことなどを理由に建物の耐震化を躊躇する人も多く、それが耐震化率の上昇を鈍化させています。
- 建物の耐震化の必要性について理解を深めるために、専門家による積極的な周知啓発が求められています。
- ブロック塀や建物倒壊による道路寸断などについて危機意識を共有し、地域ぐるみでまちの安全度を高める必要があります。
- 大雨による狩野川水系の浸水被害が予想されるなか、国・県と連携した計画的な河川整備と出水時の迅速かつ適切な浸水防除や安全確保対策の実施が求められています。
- 土砂災害による被害を防止するための急傾斜地崩壊危険区域などの対策工事は、多大な事業費がかかることに加え、所有者不明の土地が含まれるなどの課題が多いため、工事の執行に時間を要しています。
- 雨水貯留施設や調整池の維持管理を適切に行なうことが求められています。また、民間事業者が設置した調整池などにおいても適正に維持管理をしてもらう必要があります。
- 雨水処理を適切に行なうため、老朽化が進む都市下水路施設の計画的な保守点検が必要となっています。
- 災害時などにおける円滑な避難行動を促すため、日ごろから地域の地震、水害、土砂災害などの危険度や避難方法を周知しておく必要があります。

静岡県第4次地震被害想定における
本市の被害想定(相模トラフ レベル2)

推定震度	7	6	6弱	5	5弱	4以下	合計
面積(km ²)	0	42.6	13.8	5	0.1	0	61.4
割合(%)	0	69.4	22.5	8.1	0.2	0	100

建物被害	揺れ	液状化	人口造成地	山崖崩れ	火災	合計
全壊・焼失棟数(棟)	約1,400	約100	5未満	約10	約1,200	約2,700
半壊棟数(棟)	約4,700	約500	約10	約30		約5,200

(注意)被害想定の数値については、四捨五入して算出した概算の値となっていることから、合計が合わない場合があります。

河川別の流路延長と市内流路延長

河川名	令和2年3月31日現在	
	流路延長(m) 国・県管理	市内延長(m) 市管理
1級河川狩野川		
大場川	17,650	0
御殿川	4,000	1,210
三島山田川	2,300	2,300
沢地川	2,800	1,000
境川	6,100	2,620
夏梅木川	1,600	4,600
函南観音川	1,080	1,100
徳倉宮川	900	1,100
松毛川	0	4,250
主な普通河川		
源兵衛川	0	1,500
桜川	0	4,150

(注意)松毛川流路延長市管理4,250mには、準用河川部分1,350mを含む。

4 施策の方向

(1) 地震対策の推進

① 住宅などの耐震化

- 大地震の発生による被害の軽減を図るため、地域や民間団体と連携した住宅などの耐震化の促進や危険ブロック塀の撤去などを行うほか、専門家を交えた建物所有者への適切な指導・誘導、情報発信に努めます。

② 防災マップなどによる危険度の周知

- 地震対策に対する市民の防災意識の高揚を図るため、総合防災マップや各種ハザードマップの情報更新と配布に努めます。

(2) 急傾斜地などの危険対策の推進

① 崩壊防止対策の推進

- 急傾斜地の崩壊防止対策を推進するため、国や県との連携による計画的な工事を実施するとともに適切な避難行動ができるよう、ハザードマップによる、土砂災害特別警戒区域などの周知に努めます。また、当警戒区域における危険住宅の撤去や安全な建物への建替えなどを支援します。

(3) 水害対策の推進

① 河川の改良・維持管理

- 浸水被害を防止するため、国や県と連携し、計画的に河川整備を実施します。
- 河川機能を保持するため、普通河川などの適切な維持管理と河川使用への適正な指導を行います。

② 雨水対策の推進

- 河川への急激な雨水の流入を防ぐため、市内小中学校に設置している雨水貯留浸透施設や住宅団地に設置されている調整池の適切な維持管理を行います。
- 市街地の浸水を防除するため、都市下水路施設の適切な維持管理と計画的な修繕の実施に努めます。

③ 浸水・氾濫情報の周知

- 市民の安全を確保するため、ハザードマップにより浸水想定区域などを周知し、水位計や監視カメラによる浸水被害状況の把握に努めます。

5 関連する計画

◆ 地域防災計画

◆ 都市下水路個別施設計画

◆ 水防計画

◆ 地震対策アクションプログラム

◆ 耐震改修促進計画

◆ 国土強靭化地域計画



▲耐震補強工事の一例



▲急傾斜地崩壊対策工事

用語集参照

雨水貯留浸透施設／ハザードマップ／防災マップ

3

生活安全・消費生活

1 目的

交通事故や犯罪を減らし、自ら学び行動する消費者を育成することで、安全で安心して暮らせるまちをつくること。

2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
交通安全教室などの参加者数	17,273人	18,500人	交通安全教室などへの参加者数（年間）
防犯教室などの参加者数	5,781人	6,000人	小学校、幼稚園、保育園における不審者対応・侵入訓練や、地域のボランティアなどを対象とした防犯講座などの参加人数（年間）
消費生活相談窓口の認知度	48.8%	60.0%	市民意識調査で「消費生活相談窓口を知っている」と答えた人の割合

3 現状と課題

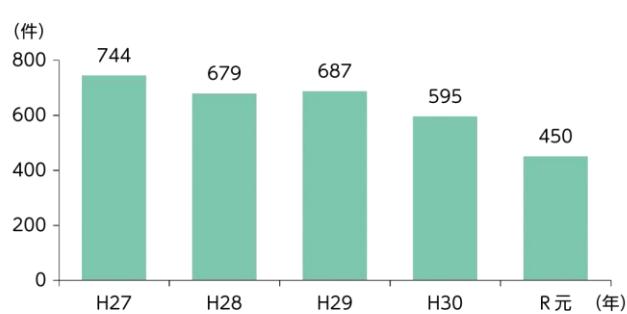
- 本市では、交通事故発生件数は減少しているものの、高齢者が関係する事故の割合は令和元年（2019年）に35%を占めるなど、増加傾向にあります。
- 運転中にスマートフォンを操作するなどのいわゆる「ながら運転」への罰則強化や、自転車保険の加入義務化など、交通法規の改正について正しい知識を普及する必要があります。
- 地域の交通安全を見守る交通指導員の高齢化や担い手不足が進んでおり、人材の育成と活動への継続的な支援が求められています。
- 本市では、刑法犯の認知件数は令和元年（2019年）には450件と減少傾向にあります。しかし、高齢者を狙った特殊詐欺の増加やインターネットを利用した犯罪の発生など、時代の変化に応じた対策が求められています。
- 防犯に関するボランティアの高齢化や担い手不足が進み、防犯パトロール活動を担う人材育成が求められています。
- 令和元年度（2019年度）の消費生活相談件数は509件で、そのうち約半数を60歳以上の相談が占めています。また、民法改正により、令和4年度（2022年度）から成年年齢が引き下げられることに伴い若者に対する消費者トラブルの増加が危惧されています。
- インターネットの普及などによる新たな消費者トラブルをはじめ、複雑化する相談への適切な対応や、被害を未然に防ぐため消費生活センターの認知度の向上や機能強化が求められています。

本市の交通事故発生状況



資料：三島警察署

本市の刑法犯認知件数



資料：三島警察署

用語集参照

消費生活センター

4 施策の方向

(1) 交通安全対策の推進

① 交通安全意識の高揚

- 交通安全意識の高揚に向け、交通安全運動などの広報活動の実施や、各種交通安全団体と連携した啓発活動の推進、スクールガードを対象とした研修会などの充実を図ります。
- 高齢者の交通事故を防止するため、高齢者の運転免許返納支援を推進するとともに、関係機関と連携し、交通安全教育などを行います。
- 交通マナー向上による事故件数の減少を図るため、自転車利用者への交通ルールの遵守など適切な指導・教育を推進します。
- 地域の交通安全を見守る交通指導員の活動を推進するため、継続的な支援に努めます。

② 交通環境の整備・改善

- 関係機関と協力して、カーブミラーや区画線など交通安全施設の整備・維持管理に努めるとともに、道路の危険箇所の改良などを図ります。
- 安全な歩行空間の確保を図るため、放置自転車禁止区域の駐輪指導や放置自転車の撤去を行うとともに、市営駐輪場の適正な維持管理に努めます。

(2) 防犯対策の推進

① 防犯意識の啓発

- 市民の防犯意識の向上を目指し、警察署などの関係機関と連携した啓発活動や適切かつ迅速な情報発信体制の整備を推進するとともに、防犯教室や防犯講座などを開催します。

② 地域ぐるみの防犯活動の推進

- 各小学校地区安全会議や地域の防犯パトロール団体への活動支援、伊豆箱根鉄道沿線の市町や警察と協働して取り組む防犯活動、人材の育成、暴力団追放推進協議会との連携強化など、地域と連携した防犯活動を推進します。

③ 防犯設備の充実

- 犯罪や非行が起こりにくい環境づくりに向け、防犯灯の適正な設置・維持管理、自治会への防犯啓発看板の配付、学校などの公共施設への防犯カメラの設置などを推進します。

(3) 消費生活の支援

① 消費者教育の推進

- 子どもから高齢者まで、すべての世代が消費者トラブルに巻き込まれないよう、学校と連携した子どもへの消費者教育、インターネットを活用した情報発信を行うとともに、地域や福祉関係団体などと連携した高齢者の啓発と見守り体制の強化を推進します。

② 消費生活センターの認知度向上と機能強化

- 多様化・複雑化する消費者トラブルの未然防止と迅速な解決を図るため、消費生活センターの取組を周知し、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、消費生活センターの機能強化を推進します。

5 関連する計画

◆ 交通安全計画

◆ 消費者教育推進計画

4 地球・自然・生活環境

1 目的

かけがえのない地球環境を守り、豊かな自然環境、快適な生活環境を次世代に引き継ぐこと。

2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
市域からの温室効果ガス排出量削減率	5.3% (H28分 R1算定)	14%以上 (R4分 R7算定)	本市から排出される温室効果ガスの削減率(2013基準年度比)
大気・水質などの環境基準の達成率	93.3%	100%	大気、水質、騒音など市や県が測定する箇所のうち、環境基準に適合している箇所の割合

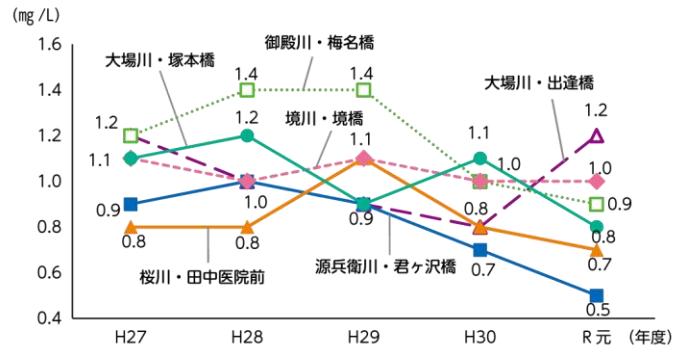
3 現状と課題

- 近年、温暖化などの気候変動の影響による異常気象の発生が、世界的な問題となっており、持続可能な社会の実現が求められているなか、政府は令和32年(2050年)までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。
- 国の第5次環境基本計画では、地域循環共生圏の考え方が提唱され、環境、経済、社会の横断的な取組を推進するSDGsの考え方の浸透が必要となっています。
- 外来生物による生態系への影響、過剰な採取、埋立てや開発など、人と自然にかかわる地域のさまざまな課題に対応するため、生物多様性地域戦略を策定し、自然環境を保全していくことが求められています。
- 市域の温室効果ガス排出量は、令和12年度(2030年度)に平成24年度(2012年度)比で26%削減する目標となっていますが、令和元年度(2019年度)に算定した平成28年度(2016年度)の数値は、基準年度となる平成24年度(2012年度)に対し4.9%の削減にとどまっています。(国と同様の基準年度比(2013年度比)では5.3%)
- 温室効果ガス排出削減のため継続的かつ効果的な取組が求められていますが、地産地消エネルギーなどの活用は難しいことから、市民一人ひとりに対し環境に配慮した行動やライフスタイルの変革を促す必要があります。
- 環境教育については若い世代の参加が少なく、環境ボランティア団体の高齢化や市民の環境意識の低下が進むなか、情報発信やイベントの内容に創意工夫が必要となっています。
- 排出ガス、排水、騒音などの環境基準の遵守、野焼き対策や畜産施設の悪臭対策、空き家などの適正な管理、公共施設における路上喫煙やポイ捨ての防止など、生活環境の保全のための適切な指導や啓発が求められています。
- 犬、猫の適正飼育を徹底し、無責任な餌やりと無秩序な繁殖を防ぐ必要があります。

本市の年間平均気温



大場川と市街地の河川の水質測定結果(BOD)



用語集参照

SDGs／温室効果ガス／生物多様性地域戦略／脱炭素社会／地域循環共生圏／地産地消エネルギー／ライフスタイル



4 施策の方向

(1) 総合的環境施策の推進

① 環境基本計画の推進

- 「第2次三島市環境基本計画」を改定し、「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、環境の保全や創造に関する施策の推進を図ります。

(2) 地球環境対策

① 地球温暖化緩和策（脱炭素社会に向けた対策）

- 創エネ、蓄エネ、省エネ設備などの導入推進、地域の資源ごみ回収活動の支援、プラスチックごみの削減、温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す「COOL CHOICE」の呼びかけなど、市民や事業者に對し脱炭素社会に向けた取組の普及・促進を図ります。
- 市民に広く周知するため、三島市トップ温暖化推進員の活動を支援します。
- 市独自の環境マネジメントシステムを運用し、環境への負担軽減を図るほか、市施設における省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用について推進します。

② 気候変動適応策

- 気候変動の影響が市民生活や、各分野にもたらすさまざまな被害を軽減し、適応していくための対策を計画的に推進します。

(3) 環境教育

① 環境教育・環境学習の推進

- 本市の豊かな自然環境を活用した環境教育により環境リーダーを育成するほか、SDGsを取り入れた啓発活動や、地域、学校、民間企業などと連携した環境学習、環境ボランティアの育成に努めます。

(4) 環境保全

① 環境保全活動の支援と推進

- 地域に根付いた環境保全活動を推進するため、エコリーダーや各種環境団体などの活動を支援します。

② 生物多様性の保全と持続可能な利用

- 生物多様性地域戦略を策定し、在来種・希少種の保護、外来生物の監視・駆除などにより生物多様性を保全するとともに、市民や事業者と連携し、自然資源の持続可能な利用を促進します。

(5) 快適な生活環境への推進

① 生活環境の監視と指導

- 大気・水質・騒音などを定期的に測定・監視するとともに、事業所や工場からの騒音・振動・悪臭への指導や指示、生活環境に関する市民からの苦情・相談への適切な対応に努めます。
- 快適空間指定区域における路上喫煙・受動喫煙の防止や市域でのポイ捨て禁止の周知徹底を図るとともに、屋外公共施設における喫煙施設の整備に努めます。

② 犬や猫の適正な飼養

- ペットの適正飼育の周知・啓発、犬・猫の里親探しを行うほか、飼い主のいない地域猫の避妊・去勢手術補助と適正飼養対策を行います。
- 災害時のペット対策について周知・啓発するとともに、避難所におけるペット受入体制の整備、動物飼育管理支援を担う災害時動物愛護ボランティアリーダーの育成を進めます。

5 関連する計画

◆ 環境基本計画

◆ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画

用語集参照

エコリーダー／SDGs／快適空間指定区域／環境マネジメントシステム／COOL CHOICE／災害時動物愛護ボランティアリーダー／再生可能エネルギー／生物多様性地域戦略／脱炭素社会

1 目的

健全な森を育成し、土砂災害の防止をはじめとする森林のもつ公益的機能の増進を図るとともに、合理的な水利用の推進とかん養量の増加を図り、水資源を確保すること。

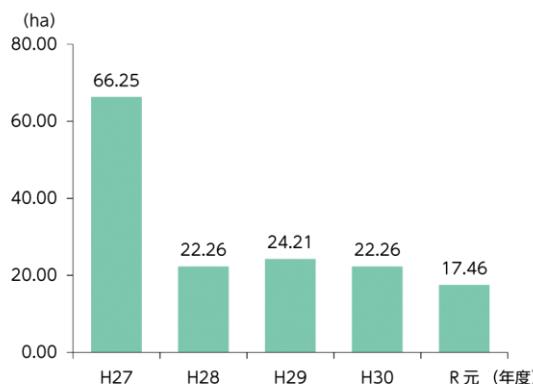
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
市や事業者による間伐実施面積	17.46ha/年	150.0ha	市が実施する間伐のほか、事業者が行う間伐も含めた面積（R3～7年度までの累計）

3 現状と課題

- 本市の約3分の1を占める箱根西麓の森林では、整備や管理の行き届かない箇所が多く見受けられるほか、放置竹林が拡大し、治山、治水や水源かん養などの公益的機能の低下が危惧されています。
- 所有者不明や境界が不明確、国内林業の低迷などにより、森林所有者の保全と活用の意識が薄れています。
- 森林整備の意義やその必要性の理解を促進するため、わかりやすい説明や啓発が求められています。
- 事業者が参入しやすく、効率的な経営ができる経済林の実現と、水源かん養などの公益的機能を発揮するための環境林の適正管理が求められています。
- 地下水・水資源保全のためには、市民一人ひとりの節水意識の向上や井戸掘削時の指導のほか、黄瀬川上流域の市町との連携が必要となっています。

間伐実施面積



三島市の森林面積

区分	面積 (ha)	備考
森林面積	2,313	
天然林	600	
人工林	1,605	
私有林	1,403	
旧県有林	182	
市有林	20	
竹林	74	
その他	34	未立木 更新困難地

令和2年4月1日時点

4 施策の方向

(1) 森林の保全

① 森林の育成・保全

- 森林経営計画の推進による森林の効率的な施業や適切な保護、森林経営管理制度の活用による間伐面積の拡大や環境林のモデル事業の実施などにより、健全な森林の育成・保全に努めます。
- 「三島市森林整備計画」をわかりやすく周知し、森林のもつ公益的機能の普及に努めます。
- 針葉樹の人工林を間伐し、広葉樹を植栽することで、災害に強い森林を目指すとともに、生物多様性の保全に取り組みます。
- 間伐材を利用した木製品の提案や公共施設での利用など、間伐材の多様な利用を促進します。

② 放置竹林対策の推進

- 放置竹林の拡大・侵入を防止するため、竹林の間伐・皆伐の推進と、竹破碎機の貸出しを実施するとともに、竹材やチップの活用を検討します。

③ 林道の整備

- 林道の維持管理や修繕を実施するとともに、路網計画の策定と林道台帳のデジタル化を図ります。また、経済林として活用できる事業スキームの構築に努めます。

④ 森林ボランティアの育成・支援

- 人と森林とのかかわりなどへの理解を深めるとともに、森林環境整備を推進するため、ボランティア団体などを育成・支援するほか、森林塾の開催などにより森林教育を推進します。

(2) 水資源の保全

① 黄瀬川流域地域との連携による地下水の保全

- 地下水保全に関する啓発活動や水源かん養の取組を黄瀬川流域全体で効果的に行うため、県や沼津市、清水町との連携強化に努め、さらには上流域市町を含めた地下水の保全とかん養に取り組みます。

② 地下水、湧水量の監視

- 黄瀬川地域地下水利用対策協議会（沼津市、三島市、清水町）による定期的な地下水位の観測とともに、井戸の掘削の届出指導を実施し地下水の保全を図ります。

③ 地下水かん養・節水活動の推進

- 箱根西麓での森の小さなダムづくりの実施や、雨水浸透マスなどの設置を支援し、地下水かん養を図るとともに、雨水貯留施設を普及し、家庭での節水を推進します。

5 関連する計画

◆ 森林整備計画

◆ 森林経営計画

◆ 森林経営管理制度

◆ 國土強勒化地域計画



▲ 間伐作業



▲ 富士山での植林活動

用語集参照

雨水浸透マス／間伐材／事業スキーム／水源かん養

1 目的

市民、事業者と行政が協働して、ごみの少ない清潔なまちづくりを進めながら、限りある資源を大切にし、持続的に発展が可能な循環型社会を構築すること。

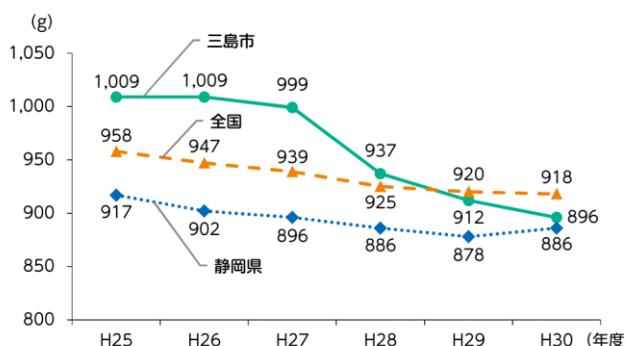
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
市民1人1日当たりのごみ排出量	880g	842g	市民1人が1日に排出するごみの量
リサイクル率	14.1%	21.0%	ごみの排出量のうち、リサイクルされた資源ごみの割合

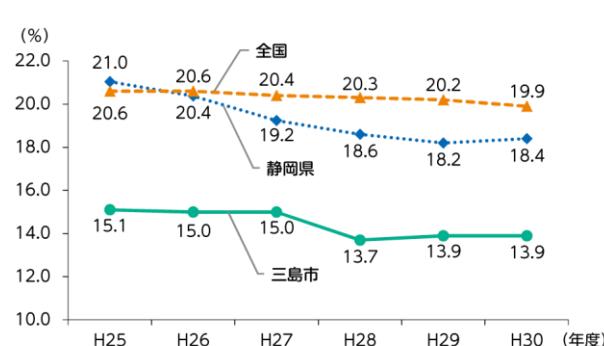
3 現状と課題

- 本市のごみ排出量は、平成18年度（2006年度）をピークとして年々減少傾向にありますが、平成30年度（2018年度）の市民1人1日当たりのごみ排出量は896gで、県平均の886gを上回っている状況です。また、リサイクル率も横ばいの状態となっています。
- 最終処分場の延命化や将来的な中間処理施設の建設コストを縮減するためにも、ごみ排出量のさらなる減量が必要となっています。
- ごみの減量やリサイクルの推進は、市民、事業者、行政が協働で取り組む必要があり、市民や事業者のごみに関する意識の向上が求められています。
- 社会環境の変化に対応し、効率的な家庭ごみの収集運搬体制の構築が求められており、また、高齢者や障がいのある人への適切な支援が必要となっています。
- 大規模な不法投棄は減少傾向にありますが、集積所のルール違反ごみは増加傾向にあり、さらなる対応が必要となっています。
- ごみ焼却処理施設や粗大ごみ処理施設などの中間処理施設は基幹的設備整備工事を実施し延命化を図りましたが、設備の消耗や老朽化が激しい施設であるため、現状の施設を適正に維持管理しながら、新たな中間処理施設の建設も検討が必要となっています。
- 最終処分場の残余容量が残り少ないため、焼却灰の外部搬出などによる延命化を図りながら、新たな最終処分場の整備を進めていく必要があります。
- 将来的な中間処理施設や最終処分場の建設に向け、経費の節減や効率的な発電などの効果が期待できる広域的なごみ処理の検討が必要となっています。
- 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理など、災害時における円滑なごみ処理体制の構築が必要となっています。

市民1人1日当たりごみ排出量



リサイクル率



用語集参照

循環型社会

4 施策の方向

(1)ごみの減量と資源化の推進

①ごみの排出抑制

- 食品ロスの削減、生ごみのたい肥化、簡易包装や詰め替え商品の利用などについて啓発・促進するとともに、ごみ減量の進展状況に応じて、生活系収集ごみの有料化を検討します。

②ごみの資源化と分別の拡大

- 家庭から排出される資源物の分別区分やスーパーなどの店頭回収の周知徹底を図るとともに、廃プラスチック類の資源化など、分別収集品目と資源化品目の拡充について検討します。

③広報啓発活動の推進

- 市民や事業者に対して広報みしまや講座開催などによる周知啓発を行うとともに、地域や学校と連携した環境教育を推進し、環境美化推進員やごみ減量アドバイザーと協働して、ごみの減量や適正処理を市全体で取り組む意識の醸成を図ります。

(2)ごみの適正処理の推進

①ごみ処理の効率化

- 家庭から排出されるごみの安定かつ効率的な収集運搬体制を整備するとともに、高齢者や障がいのある人に配慮した収集運搬体制を検討します。

②事業系ごみの適正処理

- 定期的なごみ検査の実施や事業者に対する指導など、事業系ごみの適正区分・適正処理や減量に向けた取組を進めます。

③ごみ処理施設の維持管理と整備の推進

- 中間処理施設を定期的な点検や計画的な修繕により、適正に維持管理します。また、最終処分場は焼却灰などの外部搬出により延命化を図りながら、市民への情報提供と情報共有により市民の理解を得つつ、新たな最終処分場を令和10年(2028年)の供用開始を目指して整備を進めます。なお、将来的に必要となる新たな中間処理施設については、環境に配慮した施設となるよう検討します。

④災害時のごみ処理対策

- 災害時における円滑なごみ処理体制の構築に向け、災害廃棄物を取り巻く状況や社会環境の変化に対応した「三島市災害廃棄物処理計画」の見直し、想定訓練などの充実、相互援助協力体制の構築に努めます。

⑤広域的な取組の推進

- 現在稼働しているごみ焼却処理施設や粗大ごみ処理施設といった中間処理施設の老朽化を考慮し、コスト面や効率面において期待されるごみ処理施設の広域化について、県を交えるなかで、ごみ処理広域化の可能性がある近隣市町との協議を進めます。

(3)環境衛生の向上

①不法投棄の防止

- 不法投棄監視員、警察などとの連携による不法投棄防止に向けた取組を継続するとともに、地域や環境美化推進員と連携し、市民へのごみ出しルールの周知徹底を図ります。

②地域における美化活動の支援

- 清潔で快適な住みよい生活環境を確保するため、環境美化推進員の活動や自治会などが行う清掃活動、防疫活動などを支援するとともに、環境美化に関する各種イベントを開催します。

5 関連する計画

◆環境基本計画

◆一般廃棄物処理基本計画

◆災害廃棄物処理計画

◆循環型社会形成推進地域計画

1 目的

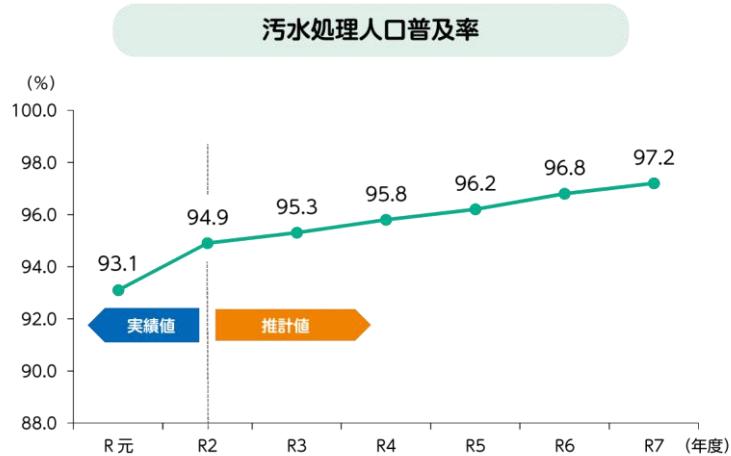
生活排水処理による河川の水質保全を図り、安全で快適な生活環境を確保すること。

2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
下水道普及率	84.0%	88.6%	行政人口に対する公共下水道処理区域内の現住人口の割合
汚水処理人口普及率	93.1%	97.2%	行政人口に対する公共下水道を利用する人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた人口の割合
水洗化率	92.3%	93.8%	公共下水道処理区域内の現住人口に対する実際に下水道を使用している人口（水洗化人口）の割合

3 現状と課題

- 下水道使用人口の減少や施設などの更新需要の増大に対応しつつ、公共下水道事業の健全な経営に基づく、安定・継続した下水道サービスの提供が求められています。
- 本市の汚水処理人口普及率は93%を超え、県内市町のなかでは極めて高い水準まで整備が進んでいます。
- 下水道整備の計画がない地域においては、費用負担などの理由で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進まず、さらなる水質保全意識の向上が必要となっています。
- 大規模地震発生後も公共下水道施設が使用できるよう、計画的な耐震工事が必要となっています。
- 衛生プラントは、安定した機能維持のため、設備の長寿命化や効率的な運転を行うための改築工事が必要となっています。



4 施策の方向

(1) 公共下水道事業の経営

①健全な公共下水道事業の経営

- 適正な財源確保、投資の合理化や経営の効率化に努め、安定・継続的な下水道サービスを提供するとともに、経営状況により適切な時期に下水道使用料の改定について審議してまいります。

②公共下水道への切替え促進

- 文書や戸別訪問などによる水洗化の指導強化、ホームページや広報みしまなどによる啓発、併せて各種補助金の交付により、公共下水道への早期切替えを促進します。

(2) 公共下水道の整備

①公共下水道事業の推進

- 「三島市公共下水道事業計画」に基づき、各地区の公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、未整備地区は事業効果を考慮し計画していきます。さらに、広域化・共同化に向けた可能性の検討を進め、方針を確定していきます。

②公共下水道施設の維持管理・更新

- 管きょ、終末処理場、ポンプ場施設の計画的な点検、改築、修繕を行うとともに、点検結果に伴う必要な改築計画の再検討を行います。また、施設の長寿命化、耐震化を効果的かつ効率的に推進し、施設更新費用の平準化に努めます。

③下水道汚泥の利活用

- 循環型社会の形成に向け、引き続き下水道汚泥を活用した新エネルギー事業の調査・研究に努めます。なお、事業計画期間内で事業収支が黒字となる技術が導入できる場合には、導入に向けた準備を進めます。

(3) 公共下水道未整備地区の生活排水処理

①公共下水道計画区域の見直し

- 公共下水道計画区域の見直しに向けて、将来人口の見通しなどに基づき、公共下水道整備区域を検討します。

②合併処理浄化槽設置の促進

- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置などを支援するとともに、ホームページなどにより周知・啓発に努めます。

(4) し尿・浄化槽汚泥の処理

①衛生プラントの維持管理・更新

- 施設機器類の故障防止と長寿命化のため、点検や修繕を行うとともに、適正で効率的な施設更新費用の平準化に努めます。

②し尿・浄化槽汚泥の効率的な処理

- 搬入量の的確な予測と処理量に対応した施設整備を行うとともに、し尿や浄化槽汚泥減少を見込んだ効率的な汚泥処理に努めます。

(5) 災害発生時の対応

①災害時の適切な生活排水の処理

- 大規模地震発生後に備え、避難所用トイレの整備のほか、被災時における公共下水道施設支障箇所の早期回復など、良好な生活環境の確保に努めます。

5 関連する計画

◆下水道事業経営戦略

◆下水道総合地震対策計画

◆ストックマネジメント計画

◆衛生プラント個別施設設計画

◆公共下水道事業計画

◆国土強靭化地域計画